給付奨学生の今後の流れ・注意事項について

今後の流れ

在籍報告

(毎年4月・7月・10月) ※採用初年度は7月と10月のみ。 スカラネット・パーソナルから愛媛大学に在籍していることの報告

- ※在籍報告は、年3回あります。
- ※事前にスカラネットパーソナルに登録すること
- ※提出期限までに報告がなく、学校に在籍していることが確認できない場合は 給付奨学金の振込みが止まります。

継続願•適格認定

◎12月~1月

スカラネット・パーソナルから次年度の「給付型奨学金継続願」の提出 ※貸与型奨学金も受けている方は、そちらも提出すること

【重要】貸与型と給付型の適格認定の基準は異なります。 十分ご注意ください。

支援区分の見直し

◎毎年10月 日本学生支援機構があなたの提出したマイナンバーを利用して所得状況を確認。支援区分の変更がある場合は、支給停止や給付月額が変わることがあります。

※10月以降の支援区分は、スカラネットパーソナルで確認ください。

授業料減免について

◎決定した奨学金の支援区分によって、授業料が減免されます。

第 I 区分 授業料全額免除

第Ⅱ区分 授業料3分の2免除

第Ⅲ区分 授業料3分の1免除

支援区分外を授業料減免なし

※年に2回(前期・後期)授業料減免の継続の申請が必要です(A様式2を提出)。

注意事項

- 他の国費による給付金を受給中は、給付奨学金の支給を受けることができません。
- 在留資格や在留期間の変更がある場合は、証明書類の提出が必要です。

※その他「留学」「休学」等の異動や「通学形態の変更」等ありましたら、図書館1F学生生活 支援課までお問い合わせください。

TEL: 089-927-9168 MAIL: syougaku@stu,ehime-u,ac,ip